

入札説明書

「市立田名中学校外 3 校屋内運動場高天井照明 L E D 化改修修繕」に係る入札執行の公示に基づく条件付一般競争入札等については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 6 年 1 月 28 日 (木)

2 業務の概要

(1) 契約件名 市立田名中学校外 3 校屋内運動場高天井照明 L E D 化改修修繕

(2) 業務内容、契約期間等

別添契約書(案) 仕様書のとおり

3 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成 8 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成 23 年相模原市条例第 31 号。以下「市暴力団排除条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないと。

(4) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「県暴力団排除条例」という。)第 23 条第 1 項に違反したと認められないと。

(5) 県暴力団排除条例第 23 条第 2 項に違反したと認められないと。

(6) 市暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないと。

(7) 入札日前日現在、相模原市契約規則(平成 4 年相模原市規則第 9 号。以下「契約規則」という。)に基づく令和 5 年・6 年度競争入札参加資格者として登録されていること。

(8) 別添「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。

(9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

4 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市教育局限校教育部学校施設課

電話 042-769-8281（直通）

FAX 042-758-9036

メールアドレス gakkoshisetsu@city.sagamihara.kanagawa.jp

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、次のとおり書類を提出すること。

（1）提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（別添）

イ 同種業務実績調書（別添）

電気設備に関する工事を履行したことがわかる契約書の写し等を添付

（2）提出方法及び提出期限

持参、郵便、ファクシミリ又はメールでの提出を可とする。持参以外の提出の場合は、発送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡をすること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。郵便提出の場合は、必ず「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。

提出期限は12月5日（木）必着とする。

（3）提出場所

「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」に持参、郵送、ファクシミリ又はメールに添付し提出すること。

（4）競争参加資格確認通知書については、ファクシミリにより通知する。

（5）提出した書類に關し説明を求められた場合は、これに応じること。

（6）競争参加資格確認通知書発行日は、別添「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時等に関する事項

本入札は、次のとおり郵便入札で実施する。入札・開札の日時は別添「入札案件概要書」のとおりとする。

（1）入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。

入札書提出期限は12月13日（金）必着とする。

（2）別添の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること。

（3）入札書は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書し、送付すること。

（4）郵送した日に「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで必ず電話連絡をすること

（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

（5）送付先は、「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」とする。

（6）入札は、上記（1）の方法で行うこと。なお、それ以外の方法（持参、ファクシミリ、電話その他の方法）による入札は認めない。

（7）開札予定日時は、「入札案件概要書」のとおり。

7 入札参加資格の喪失に関する事項

（1）入札参加を認められた後、入札書受付期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。

（2）入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「4 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲載している「入札参加資格喪失届（様式1）」を使用して入札参加資格喪失届を作成し、ファクシミリにより提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

（1）入札説明書（仕様書等）は相模原市ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード可能。

ホームページ URL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

（2）ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

（3）質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

質問は、別添質疑応答書にて作成の上、相模原市教育局学校教育部学校施設課

（FAX 042-758-9036）まで、ファクシミリにより提出すること。

回答は、全ての入札参加者にファクシミリにより送付する。

（4）質問は、上記（3）の方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

9 入札保証金に関する事項

契約規則第8条第3号により免除とする。

10 入札金額の記載に関する事項

（1）入札金額は、履行期間全体の総額とすること。

（2）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

（3）契約金額は入札金額の100分の110（この額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）とする。

1 1 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 契約規則第 16 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 案件名の記載がないもの
 - オ 「6 入札・開札の日時等に関する事項」(1)の期限までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を 2 通以上入れたもの
 - キ 「6 入札・開札の日時等に関する事項」(1)で記した書留郵便で送付していないもの
 - ク 「6 入札・開札の日時等に関する事項」(3)で記した二重封筒にしていないもの
 - ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

1 2 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 同日に入札を実施する 5 案件(本案件を含む次表)について、ア イ ウ エ オ の順番に開札を行い、落札者の決定を行うものとする。

入札参加者は開札日当日、必ず、連絡がつき、意思決定ができる体制とすること。

(既に落札者となった場合、競争参加資格確認申請書の電話番号に連絡し、以後の入札への参加について意思確認を行うので担当者及び電話番号を必ず記入すること。)

イ以降の開札において、既に落札者となった者の入札があった場合には、開札前に、イ以降の入札への参加について、競争参加資格申請書に記載された電話番号に電話をかけ意思確認を行い、参加の意思がない入札については、無効とする。

イ以降の各開札までに、既に落札者となった者の入札に参加する意思確認がとれない場合は、当該入札を無効とする。

	開札例			
	入札者A	入札者B	入札者C	入札者D
ア 市立清新中学校外3校屋内運動場高天井照明LED化改修修繕 開札：午前9時予定	入札 落札	入札		入札
イ 市立田名中学校外3校屋内運動場高天井照明LED化改修修繕 開札：午前9時20分予定	入札 ¹	入札	入札 落札	
ウ 市立桂北小学校外3校屋内運動場高天井照明LED化改修修繕 開札：午前9時40分予定		入札 落札		入札
エ 市立南大野小学校外3校屋内運動場高天井照明LED化改修修繕 開札：午前10時からの予定	入札	入札 ² 無効	入札 ¹	入札 落札
オ 市立田名小学校外3校屋内運動場高天井照明LED化改修修繕 開札：午前10時20分予定	入札	入札 無効	入札	入札 ² 無効

1 開札前に入札への参加について、意思確認の結果、以後の入札への参加意思がある場合。

2 開札前に入札への参加について、意思確認の結果、以後の入札への参加の意思がない場合。

(3) 落札者の決定通知は原則として開札日とし、予定価格の高い順に通知する。

(4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日(閉庁日を除く。)以内に再入札通知書をファクシミリにて送付する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。

再入札となった案件がある場合は、当該案件以降に行うこととしている案件を順次開札し、落札者を決定する。

(5) 落札候補者となるべき同額の入札が2者以上の場合は、くじ引きにより決定とする。

くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について(郵便入札)」のとおりとする。

(6) 落札者決定通知書はファクシミリにより通知する。

(7) 落札者は速やかに見積内訳書を提出しなければならない。

13 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時までに納付すること。ただし、市は契約規則第34条の規定に該当するものと認める場合は、契約保証金を免除できるものとする。

14 入札の中止等に関する事項

(1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。

(2) 開札した後であっても、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や

仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。

- (3) 入札参加者がない場合又は有効な入札書の提出が 1 者のみとなった場合については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消、再入札となった案件がある場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消、再入札となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。
- (6) 入札を中止、延期又は取消、再入札となった案件がある場合は、当該案件以降に行うこととしている案件を順次開札し、落札者を決定する。

1 5 支払方法に関する事項

別添契約書（案）及び仕様書のとおり検査・検収終了後、請求に基づき支払う。

1 6 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者の立会いは要しない。

1 7 異議の申立て

公告、入札説明書及び入札案件概要書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

1 8 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) 談合に関する情報が寄せられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成 16 年 6 月 1 日施行）によるものとする。
- (4) この公告に規定のない事項については、相模原市契約規則によるものとする。

以上

相模原市教育局学校教育部学校施設課

電話 042-769-8281（直通）

FAX 042-758-9036